

ていさいに改訂し、ひろく一般へ普及するよう国会図書館に要望したい。

## B 県立図書館関係諸規則

### a, 「設置条例」について

「福島県立図書館設置条例」昭和36年 1月13日に施行その要点は次のとおりである。

この条例の特長は、(1)県立図書館を県都である福島市におくこと、及び(2)福島市が県の北端に近いので、会津と県南と浜通りにそれぞれ二つずつ、計六つの分館をおくこと、以上の二点を明らかにするとともに、(3)他の法令等ですでに明確になっていることは、一切条例から除去してしまつた。

### b, 「組織規則」について

「福島県立図書館組織規則」が施行されたのは、昭和34年10月 1日であるが、昭和35年 6月20日、この「組織規則」の一部を改正した。その要点は三つである。

即ち、第一条に入っていた「福島県立図書館に関する条例（昭和25年福島県条例第53号）第 4条の規定に基づき」を削除したこと。第六条中の第三項として「分館長は、非常勤とする」という一項を加えたこと、及び第七条の「見出し」を改めるとともに、第二項以下に次の三項を加えたことである。

- (1) 図書館の分館に司書員をおく。
- (2) 司書員は、分館長の命を受け、分館の事務をつかさどる。
- (3) 司書員は、非常勤とする。

### c, 「利用規則」について

この規則を制定する最大のねらいは、日曜日を休館日にしよう、ということであった。それ故に、まず全国都道府県立図書館が、(1)日曜日を休館日としているかどうか、また(2)土曜日の午後は何時まで開館しているか、(3)開館しているとすれば超過勤務手当をどの程度確保しているか等を調べた。その結果は、回答のあつた44館のうち13館が、日曜を休館日としているに過ぎない。

次に、当館を利用している学生その他の一般成人は日曜日を休館日とすることについて、どういう考えをもっているかを調べて見た。その結果は昭和34年度の本県の「教育年報」で詳しく報じたが、その要点をかいつまんで申上げて見ると、館内利用者の90%を越す10代及び20代の学生生徒の意見として、日曜日を休館日とされることは困るというのが、63%である。しかし、もし午後 6時ぐらいまででもウィークデイの開館時間を延長してくれば、「日曜日を休館日として差支えない」と積極的に賛成してくれたものが、46%であつて「どうでもよい」といった消極的賛成者の11%を加えると、57%が賛成者ということになる。

更に、館外利用者でもあり、また各職場各階層の代表者、つまり学生生徒でない人々を対象として調査した結果は、日曜日を休館日とされることについて「困る」と答えているのが、44%であつて、館内利用者である学生生徒の「困る」という63%より遙かに低い。そこで午後 6時ぐらいまでウィークデイの開館時間を延長したらど

うか、という問に対して「それなら日曜日を休館日としても差支えない」という積極的賛成者が57%となり「どうでもよい」という消極的賛成者の13%を加えると、実に70%となつて、一般成人の場合には「日曜日を休館日とする」ことについて左程抵抗は感じられなかつたものと思う。

だが、結局、従来どおり「月曜日を休館日とする」ことに決定して、その線に沿つて利用規則は制定されることになつた。

利用規則が、もし従来の「県立図書館規則」（昭.23.教委規則第 2号）と比較して大いに異なる点があるとすれば、立派な施設がととのつたので、(1)図書館資料の利用のみならず、(2)図書館施設もまた無料で利用できるという点であろう。特に、展示室の利用、大ホールの利用、あるいは委託図書といったようなことは、過去においてはしたくともできなかつたことである。

## 福島県立図書館利用規則

### 目 次

- 第 1章 総則（第 1条～第 8条）
- 第 2章 館内利用（第 9条～第13条）
- 第 3章 館外利用（第14条～第18条）
- 第 4章 図書館施設の利用（第19条～第21条）
- 第 5章 貸出文庫（第22条～第30条）
- 第 6章 移動図書館（第31条）
- 第 7章 県立図書館分館（第32条）
- 第 8章 図書館資料の寄贈（第33条～第35条）
- 第 9章 図書館資料の委託（第36条～第40条）
- 第10章 補則（第41条）

### 附 則

### d, 「処務規程」について

この規定の特長は、(1)第 3条に館長の専決事項を一括して掲げ、以下その手続きを明示したこと、及び(2)この規定さえ見れば、図書館の職員は職員自身の「服務及び事務処理」について、充分理解し、行動できるようにしたことである。

念のために専決事項のところを転記しておく、次のとおりである。

#### (専決)

第 3条 館長は、次に掲げる事案については、常時教育長に代つて決裁することができる。

- 1, 図書館の開館時間の変更及び臨時休館日の決定に関すること。
- 2, 臨時職員の任免に関すること。
- 3, 館長及び職員の内国旅行命令に関すること。
- 4, 館長及び職員の時間外勤務命令に関すること。
- 5, 職員の日直勤務命令に関すること。
- 6, 職員の日休及び職務に専念する義務の免除の承認に関すること。

2, 館長は、前項第 1号及び第 2号に掲げる事案を決裁したときは、すみやかに教育長に報告しなければならない。

#### (旅行)

第16条 館長は、県外に旅行する場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。